

ワンストップ特例制度 申請手順

ワンストップ特例制度の対象者かどうか確認

・ワンストップ特例を受けられるのは、以下の両方に該当する方です。

条件1：確定申告を行う事案がない給与所得者

条件2：ふるさと納税先の自治体が5カ所以内

・両方に該当する方は【オンライン申請】もしくは【書面申請】のいずれかの方法により申請してください。

※オンライン申請された方は、同封の申請書の提出は不要です。

・どちらか一方、もしくは両方の条件に該当しない方は確定申告を行ってください。

ワンストップ特例申請をオンラインで行う場合

「自治体マイページ」にアクセスして申請を行ってください。

申請には「マイナポータルアプリ」および「マイナンバーカード」が必要です。



オンラインワンストップ申請の特徴

- ・オンラインのみでワンストップ申請が完了！
- ・申請書や確認書類の提出が不要！
- ・申請後すぐに申請受付が完了！

マイページアクセス用
QRコード



寄附翌年の1月10日までにお手続きください。

※1月11日以降は申請できません。

ワンストップ特例申請を同封の申請書で行う場合

印字された情報に間違いがないか確認

申請書に必要事項を記入する
・提出日
・個人番号
・①と②のチェック

裏面A～Cを参考に書類をコピーして
申請書の下部分へ貼付する
貼付できない場合はA4サイズにコピー
して同封してください

申請書が複数枚ある方へ
同じ封筒に入れていただければ
本人確認書類は1部で受付できます

提出日をご記入ください

年 月 日 徳島県鳴門市市長 殿	申請番号 フリガナ
住所	氏名

寄附をした翌年1月1日時点の
住民税課税住所であるかご確認ください

※変更がある場合は二重線で消し、加筆修正をお願いします。

この修正による、返礼品の配送先変更や書類の送付先変更は
お受けできませんので、別途ご連絡ください。

寄附年月日 令和 年 月 日	寄附金額 円
-------------------	-----------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象者である	☐
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 特例控除対象者となる年の前年度の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を作成する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者 (2) 特例控除対象者となる年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該申告書に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	☐
(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

個人番号をご記入ください

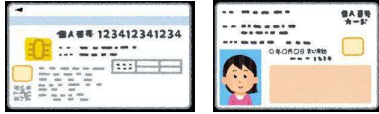
①確定申告をされない
方はチェック

②寄附先が5自治体
以内の方はチェック

A～C いずれかの書類をご用意ください

A

マイナンバーカードをお持ちの方



表面・裏面のコピーをご用意ください
住所変更がある場合は、カードの追記欄に
新住所の記載手続きをおこなってください

B

マイナンバーカードをお持ちでなく、
公的機関発行の顔写真付証明をお持ちの方



番号確認用

通知カードのコピー、もしくは
マイナンバー記載の住民票の写し

本人確認用

運転免許証もしくはパスポートや在留カード
など公的機関発行の写真付き本人確認書類

確認書類に住所変更などの追記がある場合は、必ず裏面も提出してください

C

A・B以外の方

番号確認用

通知カードのコピー、
もしくはマイナンバー
記載の住民票の写し



本人確認用

健康保険資格確認証 および 年金手帳など

自治体が認める公的書類 **2点以上の写し**

※健康保険証は有効期限（最長2025年12月1日まで）を
過ぎると本人確認書類としてご利用いただけません

確認書類に住所変更などの追記がある場合は、必ず裏面も提出してください

2点
以上



（注意！）通知カード記載の情報と申請情報は一致していますか？

氏名や住所等の変更後に変更手続きをされていない通知カードはご利用いただけません。
この場合はマイナンバー記載の住民票の写しをご送付ください。

- ☐ 申請書に印字されている住所は、翌年1月1日時点の住民税課税地ですか？
（変更する場合は二重線で消し、加筆修正をお願いします）
- ☐ 申請書に印字されている氏名に間違いはありませんか？
（寄附者名義の変更は対応しておりません）
- ☐ 申請書に印字されている生年月日に間違いはありませんか？
（変更する場合は二重線で消し、加筆修正をお願いします）
- ☐ ご申請された住所と証明書類の住所は一致していますか？
- ☐ コピーに不鮮明なところはありませんか？
（文字が認識できない場合は不備扱いとなる可能性があります）
- ☐ 証明書類の有効期限が切れていませんか？

ご提出前にチェックを
お願いします



（にゃるひげ）

鳴門市イメージキャラクター

寄附翌年の1月10日必着です。（当日消印有効ではありません）

※期限が過ぎてから当市に届いたものは受付できない可能性があります。

ワンストップ特例申請受付完了の通知について

受付完了の通知は申込時に登録されたメールアドレスに送信いたしますので、受け取れるよう設定をお願いします。
メールアドレスの登録がない方には郵送にて通知いたします。

【 お問い合わせ先 】

鳴門市戦略企画課 ふるさと納税担当 電話：088-684-1120（平日8:30～17:15 年末年始除く）